I 保存活用計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯と目的

旧益習館庭園(以下、本庭園という。)は兵庫県洲本市に所在し、江戸時代に淡路仕置や洲本城代を務めた、徳島藩筆頭家老稲田氏の別荘「西荘」の庭として作庭された庭園である。嘉永7年(1854)、稲田氏の私塾学問所「益習館」となったため、現在「旧益習館庭園」と呼ばれている。

益習館は明治3年(1870)に洲本在住の徳島藩士により稲田家の別邸などが襲われた庚午事変において襲撃され、建造物が焼失した。その後は住人も変わり、明治41年(1908)には淡路島内の素封家である川上氏の所有となり、戦後には髙田氏の手に渡った。

平成25年(2013)8月に高田氏より庭園を含む土地建物が洲本市に寄贈され、翌26年(2014)2月より、洲本市教育委員会が事業主体となって整備を実施した。整備にあたっては、樹木の伐採や飛石、石組などについて専門家に指導を仰ぎ、主に樹木の伐採を実施した。平面図並びにスケッチ図を作成したことで、庭園の様相が明らかとなって、平成27年(2015)2月19日に洲本市の名勝に指定された。さらに、同年に庭園西側部分の植栽整備や堆積土除去、浚渫などを実施し、平成28年(2016)3月15日には兵庫県の名勝に指定された。

平成28年(2016)には発掘調査及び整備についての旧益習館庭園調査検討委員会を設置し、委員の指導・助言のもとに本庭園の調査を行い、同年8月17日から31日において発掘調査を行った。これらの成果として、平成29年(2017)に『洲本市文化財調査報告書第11冊 旧益習館庭園調査報告書』を刊行し、発掘調査成果などをまとめた。さらに、平成30年(2018)に建造物調査の成果を加筆し、改訂版として刊行した。

本庭園は洲本市及び淡路島の江戸時代の歴史や城下町を知る上で、中核をなすものであり、平成31年(2019)2月26日に淡路島の庭園で初となる、文化財保護法に基づいた名勝に指定された。平成25年(2013)に寄贈を受けてから継続した事業を実施しており、平成27年(2015)より期間限定の一般公開を開始した。現在では土日祝に公開しており、多くの方に来園いただいている。しかしながら、山側の樹木など未整備の部分も今なお残っている。また、第一視座ともいうべき書院の老朽化が著しく、立ち入りを制限している状況が続いている。

そこで今後の本庭園の保存活用に向けて既往調査や資料を整理した上で、本庭園が有する本質的価値を明確にし、それらの構成要素を整理するとともに、保存活用に向けた課題を抽出する。さらに、本質的価値を構成する要素の確実かつ適切な保存を図った上で、適切な整備・活用のあり方を示すために、「名勝旧益習館庭園保存活用計画(以下、本計画という。)」を策定するものである。

令和2年度に名勝旧益習館庭園保存活用計画策定委員会を設置し、2箇年をかけて検討を行った。

第2節 計画の対象地

第1項 位置

淡路島は兵庫県南部の瀬戸内海東域に位置し、東は大阪湾、西は播磨灘、南は紀伊水道に面し、明石海峡、紀淡海峡、鳴門海峡の3海峡によって本州・四国と隔てられた、面積約596kmの瀬戸内海最大の島である。

洲本市は淡路島の中央に位置し、北の淡路市、南の南あわじ市、東は紀淡海峡を隔てて和歌山市と接している(図 I-1)。江戸時代には城下町として淡路の政治・経済・文化の中心地となり繁栄した。明治以降、官庁機関などが開設され、交通の要衝でもあった洲本のまちは淡路島での中心都市として発展してきた。本州と四国を結ぶ神戸淡路鳴門自動車道が南北を縦断するほか、国道 28 号線や県道が地域拠点間を結んでいる。

本庭園は洲本川河口南側にある曲田山(標高約56m)の北裾、旧城下町の外町地区に位置する(図I-2)。外町地区は江戸時代の蜂須賀氏入部後に城下町として形成された場所で、現在も城下の面影を感じる町割がよく残っている。また、本庭園の南東には三熊山(標高約133m)があり、国史跡洲本城跡が位置する。



図 | -1 | 洲本市位置図 (S = 1:1,000,000 を縮小) (国土地理院「標準地図」に加筆)



図 I - 2 位置図 (S = 1:25,000 を縮小) (国土地理院「標準地図」に加筆)

第2項 対象地

名 称:旧益習館庭園

所 在 地:兵庫県洲本市山手三丁目 17番1、17番2、703番5、703番10

管理団体:洲本市

本計画の対象地は名勝指定範囲である 5,396.08㎡を基本とする。ただし、庭園を取り巻く環境についても一体的に保存する必要があることから、本庭園及び旧城下町などの関連資産が所在する周辺地域も含め検討を行う。

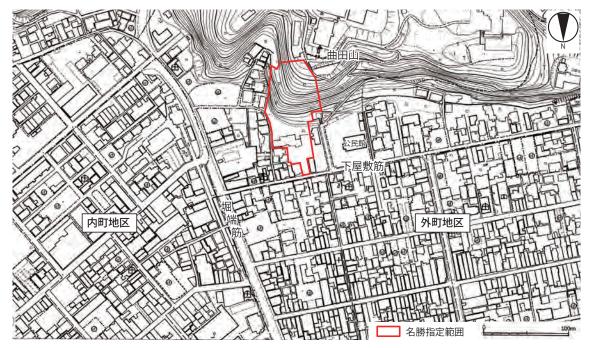


図 I - 3 名勝指定範囲図(原図は S=1:2500「都市計画図」に加筆)

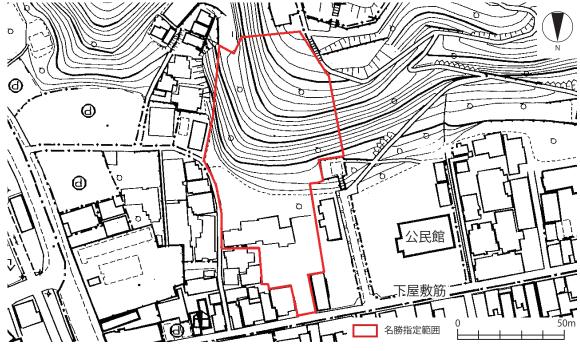


図 | -4 名勝指定範囲図 (図 | -3を拡大)

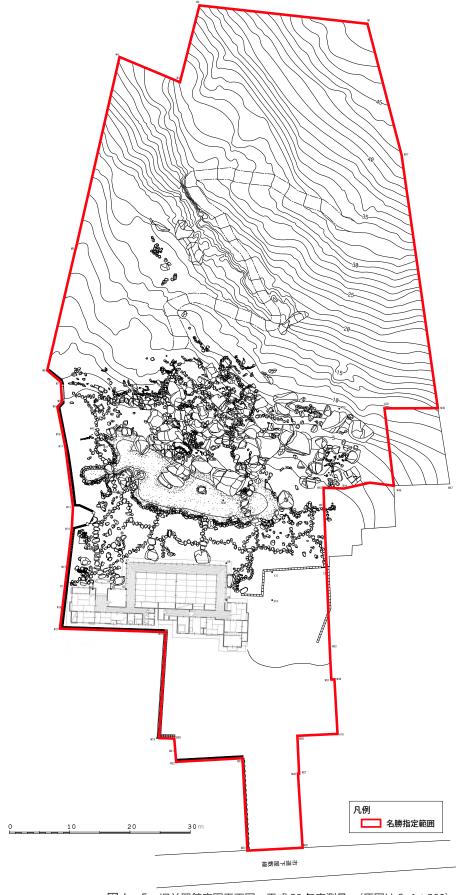




図 I - 5 旧益習館庭園平面図 平成 29 年度測量 (原図は S=1:200)

第3節 上位関連計画

本計画は「兵庫県文化財保存活用大綱」ほか洲本市の行政計画に関連するもので、歴史文化遺産である本庭園を保存活用するための個別計画である。最上位計画として「新洲本市総合計画」が位置付けられ、「洲本市都市計画マスタープラン」を都市計画に関する基本的な方針としている。

また、教育施策では「洲本市教育大綱」や「新洲本市総合戦略」と連携する計画として「第2期洲本市教育振興基本計画」を策定している。本計画はこれらの上位関連計画をもとに各個別計画との連携を図り、策定していくものである。「兵庫県文化財保存活用大綱」の基本方針を基盤とし、V保存管理、VI公開活用、VII整備において、本庭園での確実な保存対策の実施及び積極的な活用を図るために具体化する基本方針を定め、事業計画を検討する。

各計画における基本理念及び文化財の保存活用に関連する方針は以下のとおりである。

・「新洲本市総合計画」(平成30年〔2018〕5月策定)

「豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共生都市・洲本」を10年後に目指すべき将来都市像と設定し、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間としている。そして計画の中では「郷土愛の醸成と次代を担う人材の育成」を掲げ、地域文化の振興として地元の歴史・伝統・文化資源を適切に保存・継承し、郷土への愛着を育みながら地域文化の活性化を図るとしている。

主要施策として、歴史文化遺産の保存と活用を掲げ、貴重な地域資源である歴史文化遺産について、これからも保存・継承をするとともに、さらなる調査を行うことで、新たな文化財指定をめざすとしている。また、市民が誇る文化財として整備を進め、地域を活性化するための観光資源としての活用も進めている。

·「兵庫県文化財保存活用大綱」(令和2年〔2020〕3月策定)

平成30年(2018)6月に文化財保護法が改正され、文化財の保存活用に社会総がかりで取り組む方向性が示され、その具体的な施策として兵庫県が策定したものである。

「歴史文化遺産の着実な保存、継承と活用を進め、『地域を愛する人』を増やし、『魅力あふれる兵庫』を実現する」ことを基本理念とし、基本方針として①歴史文化遺産の確実な保存対策の実施、②歴史文化遺産の積極的な活用、③歴史文化遺産を未来に伝える人材の確保、④歴史文化遺産を未来に伝える仕組みの構築、⑤歴史文化遺産の魅力発信の強化を掲げている。

•「兵庫県地域遺産活用指針」(令和元年〔2019〕5月策定)

地域の宝を五国(摂津、播磨、但馬、丹波、淡路)で活かすとして、歴史的資源を活かした地域アイデンティティの確立に向けた地域づくり活動をさらに促進することを目的に策定されたものである。指針では重視すべき視点として、①地域遺産を地域づくりの資源の中核として活用する、②活用と継承に向けて地域遺産の発見と価値の共有を進める、③様々な主体の連携で地域遺産のストーリー化に取組む、④ターゲットに応じたパッケージ化で宝の価値を戦略的に発信する、⑤文化と自然のつながりでストーリーと体験の魅力を高める、⑥地域に住まう人自身が中心となって資源をマネジメントするとしている。

・「洲本市都市計画マスタープラン」(平成24年〔2012〕3月策定)

「健康で交流が進み、住み継がれる淡路の中心都市~みんなでつくる安心のまち~」を都市づく

りの基本理念とし、そのために必要となる土地利用や都市施設などのまちづくりに関する基本方針を定めたものである。目標の1つとして地域文化や歴史的資源を守り育む都市づくりを掲げている。

瀬戸内海国立公園として指定された地区を中心とした豊かな自然を保全するとともに、郷土の田園環境との調和、歴史・文化的資源を活用しつつ、魅力あるまちなみ景観の形成を図るための土地利用誘導・規制方策の検討、並びに中心市街地の利便性や城下町の歴史を活かした住宅地の建て替え・修復を支援して洲本ならではの中心市街地の定住化を促進するとしている。

景観形成の方針では、豊かな自然環境や歴史的景観を守り育てていくために、官民一体となった 取り組みを推進している。

·「新洲本市総合戦略」(令和2年〔2020〕3月策定)

洲本市では人口減少、少子高齢化の進展に対し、将来にわたり活力ある地域社会を持続、発展させるため、潤いある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業機会の創出に向け、必要な取り組みである。

令和2年度から4年度までの本戦略における目標は、2060年の将来人口27,000人を達成することにあり、その基本戦略の1つとして「歴史の薫る魅力的でやすらぎのある『わがまち洲本』を創り守る」を掲げており、歴史・文化の保存と活用によるまちづくりの推進を取り組むとしている。

·「第2期洲本市教育振興基本計画」(令和2年〔2020〕2月策定)

新洲本市総合計画の基本政策に基づいて、「郷土愛の醸成と次代を担う人材の育成」を基本理念とし、令和2年度から令和6年度までの5年間に取り組む教育の基本目標と施策の体系について示したものである。施策の方針の1つとして地域文化の振興を掲げ、主要施策として①地域の歴史、伝統、文化の継承と理解の促進、②歴史文化遺産の保存と活用、③郷土の偉人の顕彰、④芸術・文化団体の育成・支援と鑑賞機会の充実を定めている。主な取組の中で、本庭園については、保存、活用、整備に向けての基本方針を示す保存活用計画を策定し、庭園だけでなくその周辺環境を総体として捉え、継続的・計画的に保存・活用に取り組むとしている。

・「ふるさと兵庫景観づくり基本方針」(平成 26 年〔2014〕10 月策定)

県の景観形成の方向性を明らかにするとともに、県民、事業者、市町、県などの担い手が目指すべき景観形成の方向性を共有し、県民や事業者の景観づくり、県や市町の景観施策などを推進するための指針とするため、景観の形成などに関する条例に基づき、策定された。

景観づくりの方針として「身のまわりの心地よさをつくる」、「地域の魅力と価値を高める」の2点を示しており、歴史的まちなみが残る地域においては地域の歴史・文化を守り、活かすことが掲げられ、歴史的・文化的価値の高い建造物や地域固有の歴史的まちなみの魅力と価値を住民が共有し、将来にわたってその保全と活用が図られる仕組みを構築することで、歴史・文化を活かした景観づくりを目指すとしている。

・「第3期芸術文化振興ビジョン」(令和3年〔2021〕3月策定)

兵庫県の芸術文化振興のための基本目標と基本方向を定め、課題と課題解決のための展開方向 を示す指針として平成16年(2004)5月に第1期が策定された。その後、平成27年(2015)3 月に第1期の成果を検証するとともに、人口減少社会の到来や情報化の進展など、芸術文化を取り巻く近年の諸情勢の変化などを踏まえた人材育成や発信力の強化などの新たな課題を取り入れ、時代にふさわしい芸術文化の展開方向を示すビジョンに改定された。

第3期では芸術文化で人や地域を元気にし、未来を開く社会を実現する「芸術文化立県ひょうご」を目指し、県民・団体などの自主性・創造性を尊重しつつ、その参画と協働のもとに積極的な芸術文化推進方策を展開していくため、第2期の検証結果や諸情勢の変化などを踏まえた新たなビジョンが策定された。

・「ひょうごツーリズム戦略」(令和2年〔2020〕2月策定)

「兵庫 2030 年の展望」(平成 30 年〔2018〕策定)に掲げる「交流五国・ツーリズム人口が拡大する兵庫」を実現するためにゴールデンスポーツイヤーズ(2019 ~ 2021)から 2025 年の大阪・関西万博までの 6 年間を好機ととらえ、兵庫県へのさらなる誘客を推進するための戦略として定められたものである。

「世界に選ばれるデスティネーション兵庫」として、日本はじめ世界から訪れる多くの旅行者が素晴らしい出会い、体験を楽しみ、兵庫での観光に満足して、再び訪れてもらえる観光地域となることを目指し、多様なステークホルダーとの連携、地域主導の着地型観光の実践という2つの視点から観光振興を通じてより良い地域社会の実現に向けて推進するとしている。

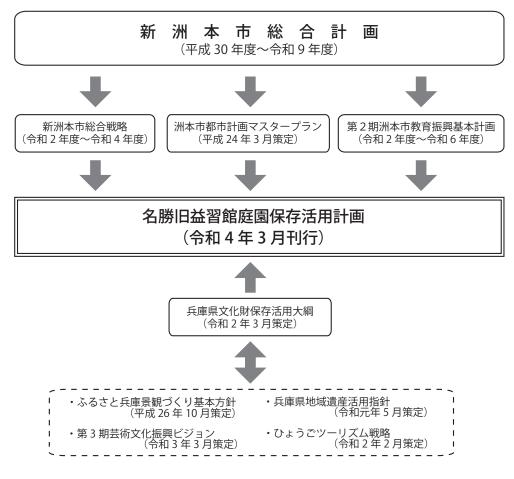


図 | -6 上位関連計画の位置付け

第4節 事業体制

第1項 事業体制

本計画を策定するにあたり、令和2年度より有識者会議として「名勝旧益習館庭園保存活用 計画策定委員会」(以下、策定委員会という。)を設置した。

事務局は洲本市が務め、学識経験者や関係者、行政機関により構成される策定委員会において 計画策定に向けた審議を行った。

【名勝旧益習館庭園保存活用計画策定委員会名簿】

※〈 〉内は、専門分野

委員長西桂日本庭園史家〈庭園〉

副委員長 武田 信一 洲本市文化財審議委員〈郷土史〉

委 員 沖村 孝 神戸大学 名誉教授〈地盤工学〉

武田 義明 神戸大学 名誉教授〈植物生態学·植生学〉

福井 亘 京都府立大学 教授〈景観・ランドスケープ学〉

浦上 雅史 日本考古学協会員〈考古・郷土史〉

オブザーバー 青木 達司 文化庁文化財第二課 文化財調査官

小川 弦太 兵庫県教育委員会 文化財課 主査(令和2年度)

大本 朋弥 兵庫県教育委員会 文化財課 主任(令和3年度)

川上 尚登 洲本市都市整備部 都市計画課 課長

石濵 浩一 洲本市都市整備部 都市計画課 課長補佐

畑田 浩 平安造園(名勝旧益習館庭園維持管理業者)

事 務 局 本條 滋人 洲本市教育長

山本 泰平 洲本市教育次長(令和2年度)

岩熊 隆之 洲本市教育委員会 生涯学習課 課長(令和2年度)、

洲本市教育次長(令和3年度)

本間 啓元 洲本市教育委員会 生涯学習課 課長(令和3年度)

金田 匡史 洲本市教育委員会 生涯学習課 文化振興係 係長

薮口 真実 洲本市教育委員会 生涯学習課 文化振興係 主任

吉村 龍二 株式会社 環境事業計画研究所 代表取締役

第2項 策定委員会の開催経過

本計画は令和2年度及び令和3年度の2箇年で計4回の策定委員会及び現地指導を開催して、 計画内容を審議した。以下に、策定委員会の主な審議項目を記した開催経過を示す。

[表 | -1] 策定委員会の開催経過

	年度	日時	審議項目	出席者(敬称略)
第 1 回	令 和 2	令和2年12月8日	・計画策定の概要、目次構成・庭園の環境と沿革について・本質的価値について・構成要素について・現状の課題について	委員: 西桂、武田信一、沖村孝、武田義明、福井亘、浦上雅史 / オプサ゚ーパー: 兵庫県教育委員会、洲本市都市整備部、平安造園 / 事務局
第 2 回	年度	令和3年3月2日	・第1回委員会指摘内容の整理・庭園の現状確認及び課題について・保存管理について・公開活用について	委員: 西桂、武田信一、沖村孝、武田義明、福井亘、浦上雅史 / オプサ゚ーパー: 兵庫県教育委員会、洲本市都市整備部、平安造園 / 事務局
第 3 回	令 和 3	令和3年8月3日	・第2回委員会指摘内容の整理・整備について・現状変更などの取扱いについて・庭園の現状確認	委員: 西桂、武田信一、沖村孝、武田義明、福井亘、浦上雅史 / オプザーパー: 兵庫県教育委員会、平安造園 / 事務局
第 4 回	年度	令和3年12月9日	・第3回委員会指摘内容の整理 ・今後の事業推進と課題について ・全体構成の確認	委員: 西桂、武田信一、沖村孝、武田義明、福井亘、浦上雅史 / オプサ゚ーパー: 文化庁、兵庫県教育委員会、 洲本市都市整備部、平安造園 / 事務局



写真 | -1 第1回委員会



写真 | -2 第2回委員会



写真 I-3 第3回委員会



写真 | -4 第4回委員会